

令和3年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

発 議 書

発議第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

本案を別紙のとおり地方自治法第112条及び愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年8月23日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議長 田中 里佳 様

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員	佐藤 智恵子
同	松下 昭憲
同	足立 初雄
同	大津 丈敏
同	浅井 保孝

提案理由

議会への欠席事由を整備するとともに、産前・産後の欠席期間の規定を定めるため、所要の改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u></p> <p>_____</p> <p>_____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u></p> <p>_____</p> <p>_____、</p> <p>あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、</u>あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>